

## 第1条（総則）

研修会／講習会／ハンズオン／オンライントレーニング／自主学习用教材（以下「研修会／講習会」）の提供規約（以下「本規約」とします）には、提供条件及び当社とお客様との間の権利義務関係が定められています。

## 第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、本規約に別途定めるもののほか、各々以下に定める意味を有するものとします。

- 「利用契約」とは、本規約を契約条件として当社とお客様との間で締結される各種研修会・講習会の受講に関する契約をいいます。
- 「当社」とは、株式会社 DX パートナーズをいいます。
- 「お客様」とは、当社と利用契約を締結して研修会／講習会を利用する個人または法人、または、当社と契約し、研修会／講習会を主催する法人を言います。
- 「主催者」とは、研修会／講習会を開催する主体者であり、募集をかけ、必要な代金を受講者から回収する責務を持つ法人を言います。
- 「受講者」とは、研修会／講習会に参加する個人または法人を言います。
- 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権（それらの権利を取得し、またはそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。）を意味します。

## 第3条（適用）

1. 当社のお客様に対する研修会／講習会の提供は、お客様が本規約のすべての条項に同意することを条件とします。当社と本契約を持って、研修会／講習会を主催するお客様は、受講者に、本規約に責任をもって同意させるものとします。
2. 当社は、お客様の承諾なく、当社の判断で第18条に基づき本規約を変更できるものとします。
3. 当社とお客様間で別途の締結された契約、合意等がある場合において、本規約と内容が異なる場合には、当該契約、合意等が優先して適用されるものとします。

## 第4条（申込手続き）

1. 当社の研修会／講習会の受講を希望する者（以下「受講希望者」とします。）は、当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ E-Mail にて申込書を送付するか、または当社 Web サイト上の申込ページに必要事項を記入のうえオンラインで送信するかのいずれかの方法で受

講を申し込むものとし、ただし、お客様が研修会／講習会の主催者の場合、お客様は受講希望者になり本申請書により申し込むことができ、実際の受講者の申し込みに関しては、主催者の定義する方法にて、募集をかけることができるものとし、

2. 当社は前項の申し込み受付後、当社より受講申請受理および開催可否を連絡します。なお、お申込みいただいた研修会／講演会の提供にかかる利用契約の成立は、本項に定める当社からの開催可能通知の連絡をもって成立します。
3. お客様または受講希望者は、研修会／講演会個別に期限が定められている場合を除き、当該研修会／講演会の開催日初日の28日前までに申し込み手続きを行うものとし、
4. 当社は、お客様が研修会／講習会の主催者で、以下の場合、事前に受講者の人数および受講者情報を求めることができ、その場合、指定した日時までに受講者名簿をご提出いただくものとし、
  - (ア) 受講者人数が研修費用と連動し、お客様への請求が変動する場合
  - (イ) 受講者の人数およびスキルが当日の研修の内容（ハンズオンやチーム分けなどの準備のため）により事前に必要となる場合
  - (ウ) 受講者の受講条件に一定の制約があり、事前に確認が必要な場合
  - (エ) その他、当社が必要とした場合
5. 受講希望者は、本条第1項に基づく申し込みに当たり、必要となる環境および機材がある場合、それらの準備が自ら整えられることを確認の上、申し込みしなければならないものとし、なお、受講希望者が当社以外の第三者が提供する機材、サービス・アプリケーションを利用する場合、お客様自らが、それらの機材やサービスやアプリケーションの利用規約等に従って利用するものとし、当社はこれらの安全性等について一切責任を負いません。
  - (以下、準備いただくものの例)
  - (ア) コンピュータ、Webカメラ、マイク、スマートフォンその他の機器、ソフトウェア、通信回線その他の通信環境等本サービスの利用に必要な機器及び環境
  - (イ) オンラインの場合に必要な通信環境の整備に伴う諸経費・通信回線

#### 第5条（代金のお支払）

1. お客様は申し込みいただいた研修会／講習会の開催日の3日前までに、当社がお客様に発行した請求書に記載された銀行口座に代金を振り込んで支払を行うものとし、なお、代金の振込に要する費用はお客様の負担とします。
2. 前項の支払期限までに代金を支払わない場合、お客様の受講をお断りすることがあります。その場合、当社はおお客様の意志で研修会／講演会をキャンセルされたものとみなし、規定されたキャンセル料金を請求できるものとし、
3. 本条第1項の定めにかかわらず、当社とお客様との間で別途合意し支払い期限を定めた場合には、当該期限までに研修会／講演会の代金を当社指定の口座に振り込んで支払うもの

とします。

4. 研修会／講習会が、当社以外の主催者により開催される場合、受講者は、本条の記載に拘わらず、代金の支払い期限・方法は主催者の指示に従うものとします。

#### 第6条（お客様による取り消し）

1. お客様が当社に申し込んだ研修会／講演会の申し込みの取消、変更または利用契約の解約（以下「解約等」とします。）をする場合は以下に定めるとおりとします。

#### 代金の取扱

お客様が解約等を申し出た研修会／講習会の代金の扱いはお客様の申し出日より以下のとおりとします。なお以下の該当日が当社休業日にあたる場合は直前の当社営業日を申し出の期限とします。ただし別途取り消し可能期間等を定めた契約が存在する場合は、その定めが本条に優先して適用されるものとし、本号は適用されません。

#### 開催初日の

14日前までのキャンセル	契約総額の20%
7日前までのキャンセル	契約総額の50%
3日前までのキャンセル	契約総額の70%
当日のキャンセル	契約総額の90%

なお、研修会／講演会の代金が受講者の人数による重量計算の場合、契約総額の計算方法は、最小開催人数にて計算される研修費用といたします。

2. 研修会／講習会が、当社以外の主催者により開催される場合、当該研修会／講習会の取り消しは、本条の記載に拘わらず、主催者の指示に従うものとします。

#### 第7条（日程変更）

1. お客様が当社に申し込んだ研修会／講習会の日程をお客様都合により変更する場合は、原則、一旦取り消し扱いとさせていただきます。ただし、別途当社との間で日程変更に関する取り決めがある場合、本条に優先して適用されるものとし、本条は適用されません。
2. 研修会／講習会が、当社以外の主催者により開催される場合、受講者に対する当該研修会／講習会の日程変更は、本条の記載に拘わらず、主催者の指示に従うものとします。

#### 第8条（所定人数未満の開催中止）

1. 受講予定のお客様が当社所定の人数に満たない場合には、その研修会／講演会の開催を中止する場合があります。この場合、当社は研修会／講演会の提供にかかる利用契約を解除できるものとし、お客様へは開始予定日1週間前までに、その旨連絡します。

2. 当社との契約を結んだお客様が主催の研修会／講演会の場合、当該研修会／講演会が開催可能と当社が判断した場合、指定人数に満たない場合でも、主催者の要望により、開催することができます。その場合の代金は、研修会／講習会を開催可能な条件の最小条件で計算し請求するものとします。

#### 第9条（受講に関する禁止事項）

1. 受講者は研修会／講習会の受講にあたり、以下に定める各禁止事項を遵守するものとします。
  - 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
  - 当社、他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
  - 公序良俗に反する行為
  - 当社、他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
  - 本研修会／講演会を通じ、以下に該当し、または該当すると当社が判断する情報を当社または他の利用者に送信すること
  - 暴力的または残虐な表現を含む情報
  - コンピュータ・ウイルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報
  - 当社、他の利用者またはその他の第三者の名誉または信用を毀損する表現を含む情報
  - わいせつな表現を含む情報
  - 差別を助長する表現を含む情報
  - 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
  - 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
  - 反社会的な表現を含む情報
  - チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
  - 他人に不快感を与える表現を含む情報
  - 研修会／講演会のネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
  - 研修会／講演会の録音、録画その他一切の方法での記録行為（許可されているものを除く）
  - 当社が提供する資料、コンテンツ、ソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為
  - 研修会／講演会の運営を妨害するおそれのある行為
  - 当社のネットワークまたはシステム等への不正アクセス
  - 第三者に成りすます行為
  - 研修会／講演会の他の利用者の ID またはパスワードを利用する行為
  - 当社が事前に許諾しない研修会／講演会での宣伝、広告、勧誘、または営業行為
  - 研修会／講演会の講師に対する違法行為、勧誘行為、ハラスメント等の行為

- 研修会／講演会の他の利用者の情報の収集
- 当社、他の利用者またはその他の第三者に不利益、損害、不快感を与える行為
- 反社会的勢力等への利益供与
- 面識のない異性との出会いを目的とした行為
- 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為
- 前各号の行為を試みる事
- その他、当社が不適切と判断する行為

#### 第10条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、お客様が当社に提供した個人情報、端末情報等及びその他の情報並びにデータ等を、当社の裁量で、研修会／講演会の提供及び運用、サービス内容の改良及び向上等の目的のために利用し、又は個人を特定できない形での統計的な情報として公開することができるとし、お客様はこれに同意するものとします。
2. 当社は、お客様から収集した登録情報、端末情報等、その他当該お客様に関する情報を、管理のために委託または当社と提携するサービスの利用に必要な範囲において、当社が提携する個人または法人と共同利用することがあり、お客様はこれに同意するものとします。
3. 本研修会／講演会が、当社以外の主催者により開催され、主催者による個人情報の取り扱い規定がある場合、主催者による個人情報の取り扱い規定が優先され、当社もそれに従うものとします。

#### 第11条（知的財産権）

1. 当社のお客様に対し、研修会／講演会でお客様に提供するテキスト・コンピュータプログラム・関連マテリアル・技術情報等（以下「コンテンツ等」とします）につき、当該研修会／講演会の受講の目的の範囲内でのみお客様に対し開催期間中に限り、非独占的かつ譲渡不能な使用権を許諾します。
2. 前項に基づき当社が提供する研修会／講演会で使用を許諾するソフトウェア等の知的財産権は当社もしくは開発元その他当社へのライセンサーに帰属します。お客様は研修会／講演会の申し込みによりコンテンツ等の知的財産権を取得するものではなく、いかなる形態であれコンテンツ等の全部もしくは一部を複製・改変その他処分をすることはできません。
3. 前各項に定める他、教材の使用条件は当該教材に付された、または表示される使用許諾条件によるものとします。また当該使用許諾条件の定めと本条の定めが異なる場合は使用許諾条件の定めが本条に優先します。

#### 第12条（輸出管理）

1. お客様は、当社から提供又は開示を受ける製品、技術情報（ソフトウェア等を含み、以下同じ）等並びにこれらを利用した製品、技術情報等を、必要な日本および米国政府の許認可を

取得することなく日本国外に持出し又は輸出を行うことはできません。

2. 当社は、研修会／講演会の実施に関して日本国政府又は米国政府の許可が必要となる場合において、許可が遅延し又は許可されないときは、お客様に通知の上その実施を延期し、又は受講にかかる契約を取り消すことができるものとし、これにより生じた損害については免責されるものとします。

### 第13条（保証及び責任）

1. 当社は、研修会／講演会が、お客様の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、お客様による本サービスの利用がお客様に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、継続的に利用できること及び不具合が生じないことについて、明示又は黙示を問わず何ら保証するものではありません。
2. お客様は、下記に定める事項に起因または関連して生じた一切の損害について、当社の故意または重過失による場合を除き、当社がいかなる賠償責任も負わないことに予め同意します。なお、当社が損害賠償の責を負う場合には次項の規定を準用するものとします。
  - 研修会／講演会の受講に際し、満足な利用ができなかった場合（以下の状況を含みますが、これらに限定されません）
  - お客様のインターネット回線の状況、通信機器・デバイスの環境、その他予期せぬ理由により、中断、速度低下、障害、停止もしくは利用不能、または中止等の事態等が発生した場合
  - お客様が講師に行った質問に対し、お客様が希望する時間内に満足できる回答が行われなかった場合
  - 希望する特定の講師の指導が受けられなかった場合
  - 研修会／講演会の学習効果や有効性、正確性、真実性等
  - 研修会／講演会に関連して当社が紹介・推奨する他社の教材等の効果及び有効性ならびに安全性及び正確性等
  - 研修会／講演会に関連して受信したファイル等が原因となりウィルス感染などの損害が発生した場合
  - パスワード等の紛失または使用不能により研修会／講演会、およびコンテンツ等が利用できなかった場合
  - 研修会／講演会で提供するすべての情報、リンク先等の完全性、正確性、最新性、安全性等
  - 研修会／講演会で利用した第三者のサービスの完全性、正確性、最新性、安全性等
  - お客様が作成したプログラムの有効性ならびに安全性及び正確性等
  - 研修会／講演会の利用に関して、お客様が研修会／講演会を利用したことまたは利用できなかったことに起因する一切の事由
3. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により、本規約に違反しお客様に損害を与えた場合に

は、通常かつ直接の損害に限りお客様が被った損害を賠償するものとし、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。その場合、損害賠償額は、当該損害発生の原因となった研修会／講演会の代金を上限とします。また、お客様の当社に対する損害賠償その他の請求は、当該請求原因が生じた日から 2 週間以内になされなければならないものとします。なお、本項は、契約責任、不法行為責任その他法律上の請求理由を問わず、適用されるものとします。

4. 研修会／講演会、およびその付帯事情に関連してお客様と他のお客様または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、お客様が自己の責任によって解決するものとします。

#### 第 14 条(損害賠償)

1. お客様の行為に起因して当社に損害が発生した場合、お客様は、当社に対し、当該損害の全額（付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害、逸失利益、当社が支払った弁護士費用等を含むがこれらに限られないものとします。）を負担するものとします。

#### 第 15 条（連絡／通知）

1. 研修会／講演会に関する問い合わせその他お客様から当社に対する連絡または通知及び本規約の変更に関する通知その他当社からお客様に対する連絡または通知は、当社の定める方法で行うものとします。
2. お客様は、自らのメールアドレス（法人の場合には担当者のメールアドレスを含みます。）により当社からの電子メールを受信できるよう設定しなければなりません。
3. 当社は、研修会／講演会に関する情報等を電子メールでお客様に通知する場合、当社が登録された当該メールアドレス宛に送信した時点をもって、通知が完了したものとみなします。
4. 当社は、お客様が登録したメールアドレスに不備があったこと、メールアドレスの変更を当社に通知しなかったことまたは適切に受信設定しなかったことに起因して、当社からの電子メールが届かなかった場合、同不到達に対して、一切責任を負わないものとします。なお、お客様は、同不到達に起因して生じるすべての損害等について責任を負うものとし、いかなる場合も当社を免責するものとします。

#### 第 16 条（利用契約上の地位の譲渡等）

1. お客様は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は研修会／講演会にかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにお客様の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、かかる譲渡につき本項

において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

#### 第17条（再委託）

1. 当社は、研修会／講演会の提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者に再委託することができるものとします。

#### 第18条（規約の変更）

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、本規約を、お客様に対する事前の通知なく変更することができるものとします。なお、当社は、本規約を変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を、当社ウェブサイトへ掲載する方法、メールで通知する方法、その他の相当な方法により周知するものとします。
2. 変更後の本規約については、当社が定める効力発生時期または当社が前項に記載した方法にて、お客様へ周知した時点で効力を生じるものとし、本規約変更後に、お客様が同意した場合には、お客様は変更後の本規約の内容を承諾したものとみなします。ただし、法令上お客様の同意が必要となるような内容の変更の場合、当社所定の方法でお客様の同意を得るものとします。
3. 前項の記載に拘わらず、第5条(代金のお支払)、第6条(お客様による取り消し)は、本契約が成立した時点のものが有効に働くものとします。

#### 第19条（分離可能性）

1. 本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効と判断された規定の残りの部分は、継続して有効に存続し、当該無効とされた条項またはその一部を、有効とするために必要な範囲で修正し、最大限、当該無効とされた条項またはその一部の趣旨および法律的・経済的に同等の効果が確保されるよう解釈されるものとします。

#### 第20条（準拠法等）

1. 本規約及び利用契約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約または利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2020.6.25

(株) DX パートナーズ

